

ブルネイの法制度

やす だ のぶ ゆき
安 田 信 之

- はじめに
I 法史概観
II 統治機構
III 法源
IV 司法制度
おわりに

はじめに

1984年11月末、ブルネイの法制度について現地で調査する機会を得た。3日間という限られた期間であったので、その表面をなぞっただけにすぎないが、同国の法制度の概観を行なったものがほとんど存在しないという状況に鑑み、その成果を報告する次第である(注1)。現地調査に際しては、外務省、日本国ブルネイ大使館、三菱商事さらにブルネイ法務省および最高法院等の多くの方々の協力を得ている。記して感謝したい。

(注1) 筆者は、別に主観的な印象記ともいえるべき「ブルネイ法制度管見」(『アジア研ニュース』1985年3月号 20~23ページ)を公表しているの、あわせて読んでいただければ幸いである。なお同誌所収の木村陸男「新興国ブルネイの歴史と現実」(同上誌 1985年3月号 16~19ページ)も参照されたい。

I 法史概観

ブルネイは、マラッカ王国の滅亡後16世紀には海洋帝国としてその勢力を拡大し、一時期は版図をフィリピンのルソン島にまで広げたとされる。しかしその後は衰退の道を辿り、19世紀末には、サラワクのブルック王朝および、北ボルネオ会社(North Borneo Company)というイギリス系植民地勢力の狭間に閉じこめられ、その存続が危ぶまれるまでにいたった。

イギリスは、北ボルネオ地域についてスペイン、オランダとの間で勢力圏を調整した後、1888年にサラワク、

北ボルネオおよびブルネイの3地域を保護領(protectorate)とした(注1)。この結果シンガポールの海峡植民地総督がブルネイに関しては高等弁務官(high commissioner)、およびその他の2地域については代理官(agent)に任命されている。もともと当時同様に保護領化しつつあったマレー半島とは異なり、しばらくは駐在官(resident)はおかれなかった。ブルネイにこれがおかれたのは1906年、サラワクのブルネイに対する影響が無視できないものとなってからである(注2)。

この駐在官の派遣はブルネイの法制度に大きな影響を及ぼした。駐在官は宗教およびマレー慣習に関するものを除く一切の事項についてスルタンに助言する権限を有していたが(注3)、この助言によるスルトンの立法というかたちでイギリス法(インドおよびマレー半島での立法を含む)が導入されたからである。1907年には、国家評議会(State Council)が設置され、27年には、同評議会のメンバーはかなり拡張されている。しかしそれは職務上のメンバーと任命による者に占められ、民選ということとはなかった。

第2次大戦中は、全地域が日本軍の占領下に入り、その下で軍政が布かれた。

イギリスは、この地域に対する戦後構想として、当初海峡植民地およびイギリス領マラヤと統合するというその後のマレーシア結成に近い構想を検討したといわれるが、これは時機尚早として退けられた。その結果半島部では、マラヤ連合(Malay Union)、後にマラヤ連邦(Federation of Malaya)というかたちでの統合が進められる一方、イギリス領ボルネオでは3地域の行政的統合の努力が続けられることになった(注4)。

これらの地域では、戦後北ボルネオ会社およびサラワクのブルック王朝が統治権を放棄し、その結果両地域は、イギリス国王に直接的に従属する「直轄植民地」(Crown Colony)とされるにいたった。このなかでもブルック王朝下で比較的統治制度の整備が進んでいたサラ

ワクがその中心となった。同植民地の知事はブルネイの高等弁務官を兼務し、その法務長官は同時にブルネイの法律顧問 (legal advisor) とされた(注5)。この結果サラワクでの法の制定がほぼそのままブルネイに導入されるという状態が続いた。1951年にサラワクの首都クチンにこの3地域に対して管轄権を行使するサラワク・北ボルネオ・ブルネイ最高法院が設置されたのはこの理由からである。

1959年ブルネイはイギリスとの協定により「憲法」(constitution)を制定し、国防と外交を除き自治権を回復した。同時に駐在官制度は廃止された。この憲法は、たびたびの改正を経ながらもブルネイの現行憲法である。

この後しばらくは、本格化したマレーシア構想をめぐるブルネイは、対内・対外的にゆれ動くが、最終的には、これに加わらず従来どおりイギリスの保護領の道を歩むこととなった。この過程で1962年の政治的混乱もあって、その後は非常事態体制の継続と立法・行政のほぼ全権限をスルタンが掌握するという、法制上は時代錯誤的ともいえるほどの専制的な政治構造を維持しながら、84年1月の独立を迎えたのである。

(注1) 英修道「ボルネオ北部に於ける英国の裁判管轄権——竝に同地方に関する国際関係略史——」(『国際法外交雑誌』第43巻第3号)209ページ。

(注2) Turnbull, C. Mary, *A Short History of Malaysia, Singapore and Brunei*, シンガポール, Graham Brash, 1980年, 167ページ。

(注3) 駐在官の権限は明確でないが、1959年憲法により廃止されるまで「ほぼ専制的な権力 (despotic power) を行使した」といわれる。Sheridan L. A. 編, *Malaya and Singapore: The Development of the Laws and Constitutions*, ロンドン, Stevens and Maxwell, 1961年, 120ページ。

(注4) Turnbull, 前掲書, 249~250ページ。

(注5) Sheridan, 前掲書, 124ページ。

II 統治機構

スルタンは、1984年の独立と同時に立法参事会を解散し、それ以降は、勅令 (order) による一連の立法により独立後の統治機構を整えている。1959年の憲法は、これらの勅令により独立国の体裁にふさわしいように改められた。その全貌ははまだ明らかではないが、現地調査中に入手した憲法典の改訂版のドラフト(注1)を紹介しながら、その概要をみよう。

ら、その概要をみよう。

憲法典の章別構成は、第1章 前文 (第1~2条)、第2章 宗教 (第3条)、第3章 執行権 (第4条)、第4章 枢密院 (第5~9条)、第5章 大臣協議会(第10~22条)、第6章 立法評議会 (第23~38条)、第7章 立法および立法評議会手続 (第39~55条)、第8章 財政 (第56~69条)、第9章 公務 (第70~78条)、第10章 国印 (第79条)、第11章 雑則、第12章 憲法の改正および解釈 (第85~86条)となっている。

一見して明らかなように、基本的人権および司法に関する規定を欠いている。前者に関してはイギリス法系憲法 (たとえばオーストラリア憲法) では珍しいものではない (もっともインドやマレーシアをはじめとするアジアの旧イギリス領系諸国の大半では憲法典中に基本的人権の保障を謳っている)。後者に関しては、司法制度のところでふれるように歴史的な理由による。しかし、立法・行政を含むすべての権限がスルタンに集中するという、現代世界の憲法典としては時代錯誤的といえるほどの専制的構造を有していることは否定しえない。以下、立法評議会、大臣協議会および枢密院という国家機構を中心にその構造について略述する (第1図参照)。

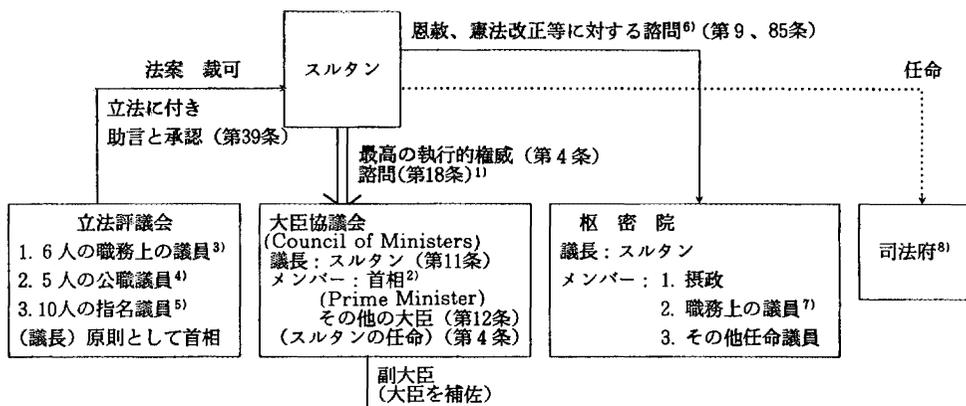
1. 立法評議会 (Legislative Council)

憲法は、立法権に関しては、スルタンが立法評議会の助言と同意をもって行なう、と規定している(第39条)。このような規定のしかたは、かつてのイギリス領植民地憲法に共通するものである (ただしこの場合、主体はイギリスより派遣される総督であることはいうまでもない)。しかし他の諸国では、民選議会が立法の主導権を確立することにより、いわゆる議会主権の原則が維持されていくのである。これに対して、ブルネイでは、以下のように形式上はもとより実質的にもスルタンが強力な立法権を維持している。

第1に、立法評議会を構成する職務上、公職および指名という3種の議員は、結局のところスルタンが自由に任免し得る議員であり、選挙制は採用されていない(第24条)。

第2に、具体的な立法手続に際しても制限が加えられている。すなわち銀行券の発券等、スルタンの条約上の義務に抵触するもの、または国防・治安に関する立法の審議については、スルタンの事前の承認が必要である(第42条)。評議会を通過した法案は、スルタンの裁可 (assent) を得て法律となる。多くの国ではこの種の裁可を当然に義務づけるという方向に向かいつつある(注2)。しかし、

第1図 ブルネイ憲法上の統治



(出所) 筆者作成。

- (注) 1) 一定の場合、諮問の義務は免除され(第18条)かつスルタンはその助言に反して行為することができる。
 2) 現在、7大臣が置かれ、うち4大臣はスルタンおよびその一族である。スルタンは首相と大蔵大臣を兼任している。
 3) これには首相、副首相、法務長官、大蔵大臣および宗教顧問が含まれる(第25条、残りの1人については規定なし)。
 4) 公務(public office)に就いている者からスルタンが任命する(第26条)。
 5) 21歳以上の一定資格を有する臣民のなかからスルタンが任命する(第29、30条)。
 6) いずれの場合もスルタンはその助言に拘束されない。
 7) 職務上の議員は(摂政会議[Council of Regency]が置かれている場合には)摂政、首相、ワシール、閣僚会議メンバーおよびスルトンの指定する官職に就いている者、とされている。
 8) 本稿第IV節参照。

ブルネイではスルトンの拒否権は当然のこと、逆に法案が評議会を通過しない場合でも、スルタンは、正当と考えるときはこれを法律とすることができるとされ(第47条)、その超越的立法権限が保障されている。もっとも、憲法改正については、スルタンは事前に評議会の過半数による承認をうけなければならない(第85条)。

立法手続等については、三読会制の採用を含めて、基本的にイギリス型であると考えてよい。現在立法評議会は解散されたままである。

2. 大臣協議会(Council of Ministers)

スルタンは、「最高の執行的權威」(supreme executive authority)を有するが、執行権そのものは、他に大臣協議会またはそれが授権する大臣によっても行使される(第4条)。

大臣協議会は、スルタンが任免する総理大臣(首相、Prime Minister)その他の大臣により構成される。首相はスルタンに対して行政上の責任をおり、ムスリムのブルネイ・マレー(Brunei Malay)である旨などの制限とともに特別な権限を有する。もっとも協議会の議長に

はスルタン自らが就く(第11条)(注3)。スルタンは、その権限の行使につき原則として協議会に諮問することを義務づけられているが、一定の場合にこれは免除され(第18条)、またその過半数による助言に反しても権限を行使することができ、この場合協議会のメンバーはその助言を議事録に留めるよう要求できるだけである(第19条)。なお立法評議会の協議会に対する監督権たとえば罷免権についての規定はない。

このように、首相も大臣協議会も立法評議会にはなんら責任をおうことなく、またスルタンは大臣協議会の助言から完全に独立して権限を行使しようというかたちで、その行政上の強大な権限が確保されている。

なお現在はスルタン自ら首相に就任している。

3. 枢密院(Privy Council)

枢密院は、摂政会議(Council of Regency)がおかれている場合は、摂政、首相および大臣協議会メンバーその他スルトンの任命する者により構成され、その議長には可能な限りスルタンが就任する(第8条)。

その機能は、スルタンに対して、(1)恩赦、(2)憲法改

正, (3)叙勲位, に関して助言することの他, 法またはスルタンにより付与された権限を行使することである(第6, 9条)。前2者に関しては, スルタンは, 必ずしもその過半数による助言に従うことを要しない。これに反する決定を行なった場合には, その旨議事録に記載することを要するだけである(第9, 85条)。

(注1) これは, 後述する現在編纂中の新法令集の最終校正刷りであり, 現地調査時点におけるすべての憲法改正を織りこんでいる。したがって厳密にはいまだ「法律テキスト」とはいえないにしても, 本稿のような概観に際してはこれに依拠しても問題はなからうと考える。なおこの資料によると憲法は, 1959年の憲法制定以降以下のような改正を経てきている。

Constitution (Amendment) Proclamation 1961-S.
121/61

Constitution (Amendment) Proclamation 1963-E.
2/63

Constitution (Amendment) Proclamation 1964-E.
4/64

Emergency (Constitution) (Amendment) Order
1983-S. 32/83

Emergency (Constitution) (Amendment & Suspension) Order 1984-S. 8/84

Emergency (Constitution) (Amendment) Order
(No. 2) 1984-S. 11/84

(注2) もっとも, マレーシアでは, 1983年, 国王の裁可を制限する憲法改正をめぐって, マハティール首相を中心とする国会と国王側で厳しい対立が生じ, 結果的には国王の裁可権を強化するという憲法改正が行なわれたことは記憶に新しい。これに関しては, Lee, H. P., "The Malaysian Constitutional Crisis: King, Rulers and Royal Assent." *Lawasia*, 第3巻第1号, 1984年, 22~38ページおよび竹下秀邦「改憲でつまづくマハティール政権」(『アジアトレンド』第25号1983年冬) 14~20ページ参照。

(注3) この結果かつの「宰相」(mentri besar)は廃止されたことになる。もっとも憲法のテキストをみる限りでは本文中に述べたように, 首相の地位は, 決して他のイギリス法系諸国のような行政の中心というものではなく, 大臣の第一人者ともいふべきものである。スルタンが閣議(協議会)を主催し, 最高の行政責任者であるなどという点を考慮すれば, スルタンと首相との関係は, 世襲制を別にすれば, ドゴール体

制における大統領と首相との関係に類似する, ともいえよう。

III 法 源

ブルネイも他の旧イギリス領植民地と同じく, 植民地時代を通じて, イギリス法ないしイギリス起源の法律が積極的に導入されている。この方法には, 裁判所の判例を通じるものを別にすれば, イギリス本国法(帝国法)によるものと現地の立法によるものがあった。

前者はイギリス国会が特定の法律に際して植民地にも適用のある旨を定める場合である。

後者に関しては, 1906年以降個別立法が制定されており, かつ51年には法律適用法(Application of Laws Enactment)が制定されている。同法は, マレーシアやシンガポールの民事法(civil law act)と同系列に属するものであり, ブルネイ内に法が存在しない場合には, 同法制定当時のイギリス法(制定法のみならずコモンローおよびエクイティを含む)が適用されると定める。ただしこれらの法律はその地方的条件と現地の慣習による修正をうける。

ブルネイの場合, これに加えてマラヤ法準用法(Malayan Laws Adoption Enactment)が制定されている。同法はマラヤ連邦の制定法のいくつかをそのままブルネイに導入する旨定めている。これらの法律には, 証拠法(Evidence Enactment), 契約法(Contract Enactment)や民事訴訟法典(Civil Procedure Code)などが含まれている。

その他に1906年以降, スルタンの立法権にもとづく立法が行なわれているが, 刑事や商事関係におけるものは, ほとんどサラワクやマラヤの立法を範としており, これらの多くは19世紀後半のインドの法典化にその淵源を辿ることができる。

これらの立法は, 1951年に *Laws of Brunei Revised Editions* (全2巻)に収められた。この法令集は1973年には51年版に収められた法律を更新して再版が出されている。1951年以降の新制定法および73年以降の改正については, 官報(第1部法律, 第2部政令, 第3部法案)によるか, 毎年出される *Enactment of Brunei* (1970年以降は, *Laws of Brunei*)により知ることができる。現在, 1984年時点の現行法をすべて網羅した *Laws of Brunei Revised Edition 1984* が編纂中である。

なお, 政令についても1955年に *Subsidiary Legislations of Brunei* の改訂版が出されており, 以降同名の

シリーズが毎年出されている。

イギリス法系諸国にあっては、判例が独自の法源とされる結果、判例集は、法律を知るうえで不可欠の資料である。しかし、ブルネイでは1963年独自の裁判所を有して以降、判例集を公刊していない。もっとも現在これを公刊すべく、法務省で準備作業が進められている。

ブルネイは憲法中にもムスリム国家であることを宣言している(第3条)。もっともマレーシアと同じく宗教の自由は認められている(人口の20%は中国系である)。ムスリムについては、宗教および婚姻・離婚に関してイスラム法の適用を認めており、独自の裁判所(kathis court)を設けている。

その他の慣習法についても制定法に規定のある場合を除き、それが合理的である限り、認めているようである。おそらく中国系市民を対象として、1961年婚姻登録法(Registration of Marriage Enactment)と養子登録法(Registration of Adoption Enactment)が制定されている。

立法評議会の立法は、かつては、マレー諸州のそれと同様“enactment”という語が使用されていた。しかし、1983年の法律改訂法(Law Revision Act)により、“enactment”はすべて“act”に改められることとなった(注1)。もっとも1984年の独立以降立法評議会は解散されたままであり、この間の立法は、戒厳令にもとづく国王の勅令という形式により行なわれている。

(注1) 本稿では、同年以降に改訂されたものを除き制定時点の呼称をそのまま採用している。

IV 司法制度

すでにみたように、1963年に「サラワク、北ボルネオおよびブルネイ最高法院」がマレーシアのボルネオ高等裁判所に編入された後、ブルネイは、「最高法院法」(Supreme Court Enactment)を制定し、独自の上位裁判所を有するにいたった。もっとも下位裁判所に関しては、それ以前から「下級裁判所法」(Subordinate Court Enactment)が制定され、独自の裁判所を有していた。このように上位裁判所と下位裁判所を画然と区別することは、マレーシアやシンガポールとともにイギリス司法制度の強い影響をうけていることを示している。またこの上位裁判所からイギリス本国枢密院司法委員会への上訴もほぼ無限に認められている(各裁判所の機構と上訴に関するフローチャートについては第2図参照)(注1)。

1. 上位裁判所

最高法院法は、控訴院(Court of Appeal)と高等法院(High Court)の2級の上位裁判所について規定している。前者は長官(President)を長として2人の判事、後者は首席判事(Chief Justice)を長として複数の判事からなる。

いずれの判事もスルタンにより任命されるが、その資格要件として英連邦諸国の高等法院と同格の裁判所の判事の経験またはかかる裁判所における7年以上の実務経験が要求される。定年は一応65歳とされているが、スルタンはこれを延長することができる。定年までは職務執行の不能または非行のある場合を除きその意に反して罷免されることはない。このような事由が存すると考えられる場合、スルタンは判事の停職を命ずることができるが、この場合でもイギリスの枢密院の助言をうけなければならない。このように憲法の他の機構に比して不釣合なほどこれらの判事の身分保障が図られている。これは、ボルネオ高裁の規定をそのまま採用したものと考えられ、イギリスないしその植民地司法の伝統を引継ぐものである。

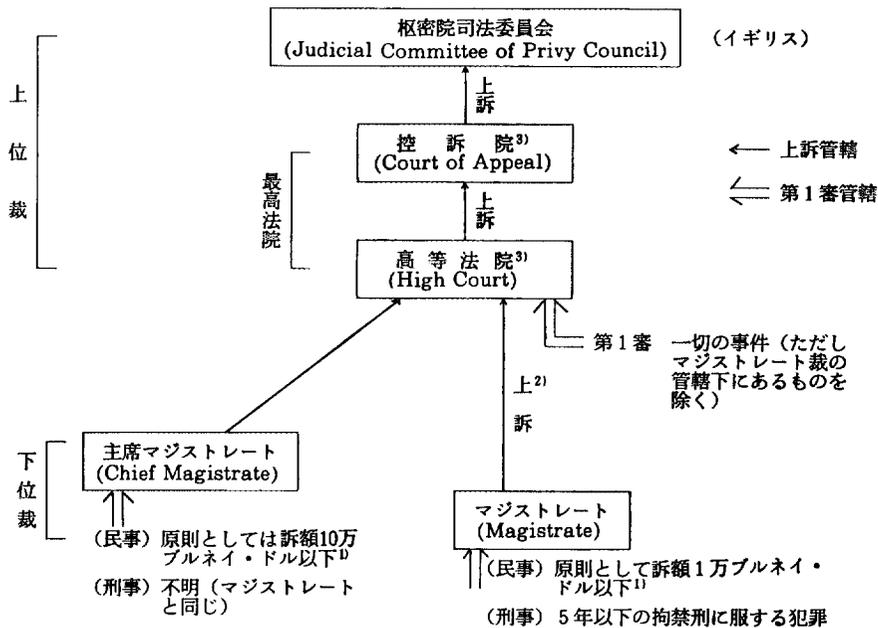
実際には、同法院設置に際してのイギリスとの協定により、判事はすべて香港の高等法院から派遣されている。控訴院長官にはその前首席判事が、高等法院首席判事には現職の首席判事が任命されるといわれる。当然にこれらの判事はブルネイに常駐しているわけではなく、控訴院の場合年2回、高等法院については隔月の開廷期に短期間滞在するにすぎない。したがって日常の司法行政事務は、最高法院首席レジストラ(彼は同時に法務省司法局〔Judicial Department〕の長でもある)が行なっている。この職には数少ないブルネイ出身のイギリスのバリスタが任命されている。

司法管轄に関しては、高等法院は、イギリスのそれと同様、原則として一切の民事および刑事の事件について第1審管轄権を有するが、後述のように下位裁判所にかんがりの第1審管轄権が与えられているので、それを超える事件について管轄権を有することになる。また、この結果としてこれら下級の裁判所の判決に対して上訴管轄権の他に、再審理権(revision)を有している。

審理は単独審を原則とするが、死刑または無期懲役を科しうる事件については、2人の参審員(assessors)が参加する。陪審制は採用されていない。隔月に開かれる法廷では平均10~15件の事件が処理される。

控訴院は、その名のとおりに高等法院からの上訴を管轄

第2図 ブルネイの普通裁判所



(出所) 筆者作成。

- (注) 1) ただし、(1)政府の命令に対する争い、(2)土地法典上の権原をめぐる争い、(3)不動産に関する訴え、(4)契約の特定履行、(5)遺言の検認・執行、等については管轄権を有しない。したがってこれらの事件は高等法院の第1審管轄に服することになる。
- 2) 訴額が500ブルネイ・ドルを超える事件に対する最終判決については権利として認められるが、それ以下の民事事件の判決・命令については判事の許可 (leave) のある場合にかざられる。
- 3) 両裁判所は上訴 (appeal) の他に直下の裁判所の判決等について再審理 (revision) の決定権を有する。これは申請にもとづき裁判所が手続きの適法性をチェックするものであり、公判は行なわれないといわれる。正当理由があれば下級審に裁判のやり直しを命ずるか、自ら審理を行なう。これに対応して下級審はそれぞれに法律問題について照会 (refer) することが認められている。

する。この裁判所への上訴は、特別法による定めのある場合を除き、いずれかの裁判所の許可 (leave) により行なわれる。なお控訴院は、1983年の法改正により、高等法院判決に対する再審理権を与えられるにいたった。同院の審理は、長官と2人の判事による合議による。年2回各開廷期には平均5~7件の事件が処理される。

なお控訴院の判決に対しては、イギリスの枢密院司法委員会への上訴の道が残されている。これは、イギリス植民地に共通する制度である。他の諸国ではこの上訴を廃止ないし制限する方向にあるが、ブルネイでは民事について訴額を、500ブルネイ・ドル(以下単にドルという)以上とかぎる他は、刑事・民事について一切の制限はないと聞いた。もっともこれは同委員会または控訴院の許可を条件とする。ブルネイから同委員会への上訴は4~

5年に1度くらいであろうということであった。

2. 下位裁判所

1983年に下級裁判所法が全面改正された。この結果、下位裁判所制度は大幅に簡素化されている。その定義規定中には、司法職員 (judicial officer) として、マジストレート (magistrate)、レジストラ (registrar) および検屍官 (coronor) の3種が認められている。このうち、裁判所として重要なのは、マジストレートである。かつては、3級のマジストレートがおかれていたが、現行法ではマジストレートと首席マジストレート (chief magistrate) の2種が認められている。後者はより広範な司法管轄権とともに、下位裁判所全体の行政事務に対する監督権を有している。

いずれもスルタンにより任命されるが、法はその資格

等について何らの規定もおかれず、また上位裁判所判事の場合のような身分保障に関する規定もない。実際には、このレベルの判事も外国人法律家（主としてマレーシア人）が一定期間（3年間といわれる）の契約により任命されるケースが圧倒的である。最近はじめ、現在存在する3マジストレート職のうち、一つがブルネイ人女性により占められたと聞いた。彼女はイギリスのバリスタであり、前職は副検事であった。

マジストレート裁判所の管轄権は、民事に関しては訴額が1万^ル以下の事件とされるが、スルタンや政府高官を当事者とする事件、不動産関係や遺言に関する事件など大幅な除外規定が設けられ、これらは高等法院に直接訴えられる。なお首席マジストレートについては、法律上訴額が10万^ルと引上げられており、スルタンはこの額をさらに引上げるものと定められている。

その刑事に関する管轄権は、刑事訴訟法典に定められているが、原則として5年以上の懲役を科しうる事件については管轄権を有していない。

3. 弁護士

ブルネイには大学はなく、したがって法曹教育も外国に依存している。1982年には「弁護士法」(Legal Profession Enactment) が制定されているが、これによれば、弁護士の資格要件として、(1)シンガポール大学、マラヤ大学その他指定する大学の法学士、(2)イギリスのバリスタまたはソリシタ、(3)マレーシアとシンガポールの弁護士、(4)その他これに代わる資格を有する者とされている。これらの者は、最高法院の認可により弁護士(advocate and solicitor)として登録され、かつその監督に服する。

これらの資格を有する者はかぎられており、法務省内にも10数人がいるにすぎないといわれる（ブルネイ開業弁護士は20～30人程度であろうと聞いた）。

（注1）普通裁判所とは別にイスラム問題を扱う裁判所としてカティ裁判所→宗教評議会という2級の機構がある。これについては Religious Council and Kathis Court Enactment, 1955, が制定され、若干の実体規定とともにその手続について定めている。また憲法は、その解釈の疑義を決定する機関として「憲法解釈委員会」(Interpretation Tribunal) の設置について定める（第86条）。この機関は、スルトンの任命する3人の委員（うち議長は法律家たることを要する）により構成され、スルトンの付託のある場合に憲法解釈問題が生じたときは当事者は裁判所に対してスル

ンにその付託の請求を行なうように要求することができる。もっともスルタンはこの請求に従わなくともよい。この委員会の決定は最終的であり、したがってこれについてはイギリスの枢密院への上訴もできないということになる。

おわりに

以上簡単にみたように、ブルネイの国家法制度は基本的にイギリス系であり、歴史的経緯からマレーシアとくにサラワク州と共通する点が多い(注1)。また上位裁判所の判事は香港のそれが兼ねているというところから、最近では香港の影響が大きい。たとえば現在編纂中の法令案は明らかに香港の法令集をモデルとしている。この点については、ブルネイが1997年以降もこれを継続しうるのか、そうでなければ上位裁判所の判事をいかにして調達ないし育成するかは興味深い問題である。

これとともにこれからもスルタンに全権限を集中させるという専制的統治体制をどこまで維持しうるのかという問題も重要であろう。繰り返す述べるようにこの点に関する憲法の規定は時代錯誤的であるとかいいようがないからである。

もっともイスラム国家を標榜するかぎりにおいて、このような憲法構造はむしろ当然であるかも知れない。さらに人口の大半を占めるブルネイ・マレー人は、婚姻、離婚や相続という日常生活レベルでは、むしろ宗教評議会およびカティ裁判所というこれらのイスラム制度（それは固有のアダットと不可分に結びついていると考えられる）と深く関わっているのであり、イギリスの伝統を汲む公式法制度に対しては例外的に關係するにすぎない。

このほぼ完全ともいべき法制度の二重構造は、多かれ少なかれ発展途上国に共通するものであり、いわゆる「近代化」の進行とともに、取引や都市生活を中心としてイギリス型の近代法の適用領域は拡大すると考えられよう。しかしわずか人口20万という日本の中小都市並みの国家において、独力でこのような法制度を維持・発展させるためには、人的にもかなりの負担を強いられることになる。この点からみれば、裁判所の判事のほとんどを外国人に依存しているということは、独立国家としての体面はともかく、故なしとしないのである。

（注1）もっともサバ、サラワクなど西マレーシアの法制度が、最近急激に東マレーシアのそれに統合されつつあることは注意を要する。

（アジア経済研究所経済協力調査室）